

〈文化の種まき応援事業対象経費一覧〉

項 目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
報償費	申請事業にかかる講師、指導者、補助者等に対する会議出席や活動協力への謝礼等（手話通話、要約筆記含む）	・図書券などの金券、菓子折り等 ・団体構成員に対する謝礼
旅費	申請事業にかかる講師、指導者、補助者等の交通費や宿泊費（食糧費を除く）、通行料金等	・参加者及び構成員が支払うべき交通費や宿泊費、通行料金等
消耗品費	申請事業にかかる会議資料、活動資料、パンフレット、ポスター等の用紙、封筒、文具等（1件の単価が1万円以下の物品）	・会議及び講演会等の茶菓子、食事代、飲食代等の食糧費 ・参加賞、記念品、景品等
印刷製本費	会議資料、活動資料、チラシ、ポスター、報告書等や冊子等の印刷製本費	・参加記念品等として配布するための写真現像代
材料費	申請事業の実施に必要な材料代（必要不可欠と認められる食品材料費を含む）	・役員会や限られた人員の食事としての食料費
通信運搬費	申請事業にかかる郵券代、送料等	・電話料金（該当事業分だけのものとしての判断ができない）、送付先がはっきりしない郵券代や送料
保険料	申請事業にかかる行事保険、損害賠償保険等	・参加者の個人的な損害保険や申請事業以外の行事保険、損害賠償保険等
使用料及び賃借料	申請事業にかかる機器等の使用料金及び会場、施設の使用料等（バス借り上げ料※、要約筆記含む）	・団体が所有している機器及び施設等の使用料や個人宅の電気、ガスの使用分に対する経費
備品購入費	申請事業の実施に必要不可欠であると認められる物品（1件の単価が10万円未満のものに限る。）	・1件の単価が1万円以下及び10万円以上の物品 ・備品購入のみの事業（事業費総額に対し、備品購入費の占める割合によって補助対象として制限する場合がある。）
その他の経費	上記のほか、事業の実施に必要で、委員長が適当と認める経費（委託料等）	・委託料のみの事業

※ 事業実施に当たり事業主催者が手配した貸し切りバス等をイベント参加者が利用し移動する場合のバス等の借り上げ料は、対象経費とします。